25 鶴岡市と鶴岡市内郵便局との包括連携協定

鶴岡市(以下「甲」という。)と鶴岡市内郵便局(以下「乙」という。)は、災害時における対応や地域の活性化に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応、地域の活性化及び市民サービスの向上等に資することを目的とする。

(対象地域)

第2条 この協定により相互協力を行う対象地域は鶴岡市内で、乙が日常業務を遂行する範囲とする。

(連携事項等)

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項(詳細は別紙に 定める。)について連携して取り組むものとする。

- (1) 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること。
- (2) 道路損傷等の情報提供に関すること。
- (3) 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること。
- (4) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (5) 経済活性化に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な実施方法等については、甲乙協議の上、決定する。
- 3 乙は、業務に支障のない範囲で第1項に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからも文書による解除の申出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は協力内容について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の 上、決定する。

附則

平成13年8月31日付で締結した不法時の監視、通報等に関する覚書及び平成27年3月31日付で締結した災害発生時における鶴岡市と鶴岡市内郵便局の協力に関する協定は、この協定の締結をもって廃止とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 29 年 2 月 27 日

甲 鶴岡市 鶴岡市長

乙 鶴岡市郵便局代表 鶴岡郵便局長